

広報

有田川



サイバーセキュリティ月間の実施について

毎年2月1日から3月18日までは「サイバーセキュリティ月間」です。

買い物はキャッシュレス決済、仕事はリモート、会議もオンライン、学校教育の場では1人1台のタブレットといったように、サイバー空間は私たちの日常生活に深く浸透しています。

この機会に、サイバーセキュリティやサイバー空間の安全な利用について考えてみましょう！

『サイバーセキュリティ対策の基本』

- ① OSやソフトウェアは常に最新の状態に更新する
- ② パスワードは長く複雑なものにし、使い回さず、他人には教えない
- ③ メール添付ファイルや本文中のリンクを安易に開かない
- ④ サイバー犯罪の最新の手口を知り、偽メールや偽サイトの見分け方を身につける
- ⑤ トラブルが発生しても、一人で悩まずに、警察に相談する



様々な手口の特殊詐欺に注意！！

投資・副業をかたるサギに注意！

投資・副業などの名目でお金をだまし取られるサギ被害が急増中！

報酬を受け取ることができると信じ込ませ、取引や違約金などの名目でお金の振り込みを要求されます。

「簡単にお金が稼げる」という「うまい話」には、注意してください。



「電子マネーカードを買って番号教えて」はサギ！

「未納料金がある」「ウイルス感染したパソコンのサポート代金」などの支払いとして、コンビニエンスストアなどで電子マネーカードを買うように言われたら、それはサギ！

まずは、県警察の特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル「ちょっと確認電話：0120-508-878」で確認を！



警察の犯罪被害者支援施策



警察では、犯罪被害者やそのご家族への主な支援として、

- 刑事手続きの流れ、利用できる支援制度や相談窓口の情報提供
- カウンセリングや医療費等を公費で支援する制度
- 犯罪被害により、亡くなられた方のご遺族や重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた方々に、国が給付金を支給する犯罪被害給付制度等によって、被害の軽減に努めています。

お問合せ先
受付時間

和歌山県警察本部広報県民課 (代) 073-423-0110
午前9時～午後5時(土・日・祝日、年末年始を除きます)